

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 5 年 7 月 1 8 日付けで行った重度心身障害者手当受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

主治医に本件処分に関して相談したところ、主治医から、重度心身障害者に該当すると言われ、必要であれば、診断書を書くと言ってもらっている。本件処分の取消しと再審査を求める。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 8 月 8 日	諮問
令和 6 年 1 0 月 1 1 日	審議（第 9 3 回第 4 部会）
令和 6 年 1 1 月 1 2 日	審議（第 9 4 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 東京都重度心身障害者手当条例（以下「条例」という。）2条1項は、重度手当は、心身に条例別表に定める程度の重度の障害を有する者に支給する旨規定する。

条例4条は、重度手当の支給を受けようとする者は、知事に申請し、受給資格の認定を受けなければならないと規定する。

条例5条1項は、条例4条の認定を受けようとする者は、東京都重度心身障害者手当条例施行規則（以下「規則」という。）の定めるところにより条例別表に定める程度の重度の障害の状態にあるか否かについて、所長の判定を受けなければならないと規定する。

条例5条1項の規定を受けて、規則7条は、所長は条例5条の規定による判定を行ったときは、その結果を重度心身障害者手当受給資格判定書により知事に報告しなければならないと規定し、規則8条2項は、知事は条例4条の申請及び規則7条2項による報告に基づいて、条例2条に定める支給要件に該当しているか否かを調査し（規則8条1項）、当該調査の結果受給資格がないと認めたときは、重度心身障害者手当受給資格非該当通知書により、当該申請をした者に通知すると規定する。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により、検討して行うのが相当である。

- (2) 重度手当の具体的な取扱いを定めた「東京都重度心身障害者手当取扱要領」（昭和48年8月1日付48民障福第425号民生局長決定。以下「本件要領」という。）第2・3・(1)は、重度手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者」をいい、「一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された重度心身障害者ともいえるべき者であり、障害が永続し、将来にわたって、その障害そのものも、またその障害が原因となってひき起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの極めて困難な者」をいうとし、その典型的な障

害としては、知的障害の最重度の者や常に就床を余儀なくされている脳性麻痺者等であるとしている。

同・(2)は、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護」をいうとしている。

また、同・(3)は、条例別表1号の対象者は、重度の知的障害であつて、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する者で、次のア又はイのいずれかの状態にある者とするとしている。

ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最低限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態

イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態

(3) 「東京都重度心身障害者手当における障害要件について（通知）」（平成11年3月18日付10福障在第1238号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。）1は、本件要領第2・3・(3)・イの「適応行動面で著しい障害」とは、具体的に次に掲げるものをいうとしている。

ア 問題行動

激しい自傷、他害、器物破損など。著しい不潔行為（便こね、放尿等）。異食、放火、多動を含めた危険認知不十分な行動。激しい興奮（パニック、奇声、飛び跳ね、飛び出し等）。日常生活に支障をきたす程のこだわり。睡眠障害、拒食など生活習慣の著しい偏り。

イ 精神症状

躁鬱の波が激しい。分裂病様の奇妙でまとまりのない行動、自発性の低下。強迫行動のため日常生活に支障をきたす。

ウ 難治性のてんかん

また、本件通知4・②は、障害要件の判定においては、その障害が固定し、将来にわたって、条例別表に定める程度の重度の障害の状態が永続すると判定できる状態であることが必要であるとしている。

- (4) なお、条例５条１項が定める所長による判定の方法に関しては、規則７条１項は、所長は条例５条の規定による判定を受けようとする者に対し、原則として、日時及び場所を指定して判定を行うものとするとし、本件要領第４・１は、所長は判定に当たって、申請者が常時複雑な介護を必要とする障害があるか否かを、センターに所属する医師に診断させ、その結果に基づいて判定するとしている。
- (5) 本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針として合理性を有するものと認められる。

2 本件処分についての検討

- (1) 本件申請書において、請求人の障害の状況は条例別表１号に該当する旨記載されていること、また、本件診断書によれば、身体症状については「両上肢機能が失われていると認められない。両下肢機能が失われていると認められない。座位困難と認められない。」（別紙２・３）、「両手とも物をつかむことができ、支えなしで座位保持も可能。両下肢機能はつかまり立ちレベル。（略）担当医から、〇〇症候群の程度としては軽度で、今後の発達により独歩を獲得できる可能性もあるといわれており、現時点で両下肢機能障害を有するとは認められない」と診断され（同・４）、請求人の身体の障害の程度が条例別表２号又は３号に該当しないことは明らかであることから、以下、請求人の障害の状態が条例別表１号に定める程度の重度の知的障害の状態にあるか否かについて検討する。
- (2) 本件診断書によれば、請求人は、知的障害及び〇〇症候群と診断され、有意味語は未獲得で発声のみ、言語理解も不十分であり、重度知的障害を有すると認められると診断されている。また、基本的生活習慣については、食事、入浴及び整容は全介助、更衣はわずかに協力動作あり、排泄はおむつで予告も報告もないが、診断日現在５歳１か月であり、今後の発達の可能性もあることから完全介助の状態とはいえないと診断されている。そして、激しい興奮、激しい自傷、異食、他害、器物破損、多動、こだわり、不潔行為及び睡眠障害はなく、常時複雑な配慮を要する問題行動は有さず、てんかん発作もないとされている（別紙２・４）。

そうすると、請求人の障害の状態は、重度の知的障害があり、食事、排泄、入浴及び整容等の日常生活上の諸動作に介助が必要であることは認められるものの、それらは、家庭内において常に精神的緊張を伴

う介護とまでは認められず、本件診断書の診断日現在、請求人は5歳1か月であり、今後の発達の可能性も考慮すると、その障害が固定し、将来にわたってその状態が永続するともいえないことから、本件要領第2・3・(3)・アの状態にある者とは認められない。また、請求人には、本件通知1が「適応行動面で著しい障害」として掲げる問題行動及び精神症状は認められず、てんかん発作もないことから、本件要領第2・3・(3)・イの状態にある者とも認められない。

よって、請求人は、条例別表1号の「重度の知的障害であつて、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」には該当せず、重度手当の受給資格を有しないと判断するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、主治医から重度心身障害者に該当すると言われたと主張するが、主治医のいう重度心身障害者は条例に定める重度心身障害者の要件を充足しない可能性があり、かかる差異について検討に資する資料の存在は確認できない。

また、請求人は、必要であれば主治医に診断書を書くと言ってもらっているとも主張する。

しかしながら、上記1・(4)のとおり、申請者に常時複雑な介護を必要とする障害があるか否かは、所長がセンターに所属する医師に診断させ、その結果に基づいて判定することとなっており、本件において主治医等による資料は判定資料としては用いられない。

したがって、処分庁が主治医の診断書等を判定資料とせず、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により判断した本件処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張は本件処分の取消理由として採用できない。

なお、請求人は症状の変化等があった場合、処分庁に改めて認定申請を行うことが可能である。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美

別紙 1 及び別紙 2（略）